

星槎大学教職員のための障害のある学生に対する修学上の配慮の提供に関するガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、「星槎大学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」に基づき、星槎大学（以下「本学」という。）における障害のある学生に対する修学上の合理的配慮の提供に関し、障害のある学生支援に関する基本理念等を広く教職員に周知し、円滑な運用を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 障害のある学生の定義

本ガイドラインにおいて、「障害のある学生」とは、正科生・科目等履修生等を含む本学で修学する学生のうち、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあり、医師の診断書又は障害者手帳等の根拠資料を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が本学の障害者差別解消委員会において認められた者とする。

3 障害のある学生支援に関する基本理念

本学は、上記1の趣旨に則り、全ての教職員が障害を理由とする差別の解消に取り組むとともに、障害のあるなしに関わらず、すべての学生が公平に教育・研究に参加できる機会を確保するように努めるものとする。

4 合理的配慮の申請

(1) 申請時期

本学での修学が確定した場合、修学前若しくはそれ以降であっても合理的配慮の申請を行うことができる。

なお、障害等の状況が変化し、求める配慮が変化した場合も随時合理的配慮の変更申請を行うことができる。

(2) 申請方法

合理的配慮を希望する学生は、合理的配慮申請に必要な書類を、総合キャリア支援センターに提出する。

(3) 申請時の必要書類

合理的配慮を希望する学生は、次の書類①及び②を提出する。②については、(ア)若しくは(イ)を提出する。

①「障がいに係る合理的配慮申請書」

②根拠資料

(ア) 困難の原因に関する医師の診断書又は障害者手帳の写

(イ) 本学の障害者差別解消委員会から承認を得た資料

5 合理的配慮の提供

(1) 提供期間

合理的配慮の提供期間は、申請のあった年月日から卒業、修了までとする。

なお、障害等の状況の変化により、障害のある学生が合理的配慮の継続を希望しない場合、合理的配慮の継続を取りやめることができる。

(2) 配慮の範囲

授業、学校行事への参加等、本学における教育に関する全ての営為とする。

なお、上記以外の学生生活面への配慮（スクーリングでのトイレ・食事等等）に関する営みも合理的配慮の範囲に含まれる。

6 合理的配慮の提供の流れ

(1) 合理的配慮の申請

- ・原則として障害のある学生本人からの申し出とし、総合キャリア支援センター相談窓口で受け付ける。
- ・授業における合理的配慮を申し出る場合は、授業開始日の1か月前までに申し出る。
- ・適切な配慮を提供するために、申請した学生から「合理的配慮申請書」の提出を求める。その際には、個人情報に関する同意書への承諾を得る。

(2) 合理的配慮の提供の判断

- ・総合キャリア支援センター相談窓口担当は、合理的配慮の申し出が出されたことを総合キャリア支援センターのキャリア学修支援室（以下、学修支援室と言う。）に情報提供を行う。
- ・学修支援室は合理的配慮の有無の判断について、星槎大学障害者差別解消委員会での審議を求める。
- ・星槎大学障害者差別解消委員会は申し出のあった合理的配慮の提供の有無を協議し、有無の判断をくだす。

(3) 合意の形成

- ・学修支援室（合理的配慮コーディネーター）は、当該学生に対して合理的配慮の有無の結果についての説明を行い、配慮内容に関する共通理解および合意形成に努める。

(4) 合理的配慮の連絡

- ・学修支援室（合理的配慮コーディネーター）は、障害のある学生と合意した合理的配慮の内容について、横浜事務局教務部及び横浜キャンパス教務部へ連絡を行う。
- ・横浜事務局教務部及び横浜キャンパス教務部は、合理的配慮が求められている科目等担当教員への合理的配慮の内容の連絡を行い、教員と連携して合理的配慮が必要な学生への修学上の支援にあたる。

7 支援体制

障害のある学生が所属する学部・大学院（以下「所属学科等」という。）は、合理的配慮を含む修学支援の主たる責任を持つものとする。

所属学科等は、障害のある学生の修学支援に関わる関係部署（学生支援部・教務部・総合キャリア支援センター・教職総合支援センター・教務委員会・図書館運営委員会・高大連携委員会・その他の関係組織等）と相互に連携及び協力するものとする。

障害者差別解消委員会は、関係部署間の連携及び協力を円滑かつ適切に行うため、関係部署間の調整を行うものとする。

8 合理的配慮に関する紛争

本学で修学する際、合理的配慮を希望する学生若しくは障害のある学生が、不当な差別的取り扱いを受けていると認識した場合や本学が提供する合理的配慮の決定過程や支援内容に対して不服がある際には、不服の申し立てを行うことができる。その際には、障害者差別解消委員会が調停を含めた紛争の解決のための調整を行う。

また、合理的配慮コーディネーターは、合理的配慮を希望する学生に修学上の合理的配慮の提供に関する不服申し立てについて予め説明するものとする。

9 相談・調整窓口

(1) 修学上の合理的配慮の提供に関する本学の相談窓口は総合キャリア支援センター相談窓口及び合理的配慮コーディネーターとし、合理的配慮を希望する学生からの合理的配慮の相談・申請手続及び教職員との相談・調整業務を行う。

なお、合理的配慮コーディネーターは、相談等の状況に応じてマンツーマン指導指導教員や関係部署等のスタッフなどから学生の障害等の状況について聴取することができる。

(2) 合理的配慮を希望する学生からの修学上の合理的配慮の提供に関する不服申し立ての処理は、合理的配慮コーディネーターが窓口となり、障害者差別解消委員会が行う。

10 合理的配慮の提供に関する教職員への啓発・周知

障害のある学生等の所属学科等や受講している授業担当教員のみならず、本学の全ての教職員を対象とした啓発活動を実施する。

11 情報の共有

合理的配慮に関する情報は適切に取り扱うものとし、情報の共有をしないことによって障害のある学生の不利益が生じないように、障害のある学生等の了承を得た上で、関係者・部署間において情報の共有・活用を行うものとする。

附 則

このガイドラインは、令和3年8月1日から施行する。